

平成25年3月29日  
雇児発0329第24号  
社援発0329第56号  
老 発0329第28号

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について

社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により示されているところであるが、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)が平成24年4月から施行されたこと等により、標記通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新	旧
<p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市長</p> <p>雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局長 老健局長</p> <p>平成23年7月27日</p>	<p>都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市長</p> <p>雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局長 老健局長</p> <p>平成23年7月27日</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定について</p> <p>社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により示されているところである。 これまで、社会福祉法人における会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」、「介護老人保健施設会計・経理準則」、「就労支援の事業の会計処理の基準」、「経理規程準則」等による財務諸表の作成が認められてきたところであるが、同一法人の中で様々な会計ルールが併存していることにより、事務処理が煩雑である等の問題が指摘されている。</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定について</p> <p>社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により示されているところである。 これまで、社会福祉法人における会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」、「介護老人保健施設会計・経理準則」、「就労支援の事業の会計処理の基準」、「経理規程準則」等による財務諸表の作成が認められてきたところであるが、同一法人の中で様々な会計ルールが併存していることにより、事務処理が煩雑である等の問題が指摘されている。</p>

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) 一新旧対照表一

新

ついては、社会福祉法に規定する財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成に当たつての基準として、別紙のとおり「社会福祉法人会計基準」を新たに定め、平成24年4月1日から適用することとしたので、この円滑な実施につきご配慮願いたい。

1～4 (略)

社会福祉法人会計基準 (略)

社会福祉法人会計基準注解 (略)

第1号の1様式 (略)

第1号の2様式

資金収支内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目	社会福祉 事業	公益事業	収益事業	合計	内債取引 消去	法人合計	その他の活動による収支	
							支出	収入
(略)								
長期運営資金借入金元金償還支出								
長期貸付金支出								
投資有価証券取得支出								
積立資産支出								
事業区分間長期貸付金支出								
事業区分間繰入金支出								
事業区分間繰入金支出								
その他の活動による支出								
その他の活動支出計(8)								
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)								

旧

ついては、社会福祉法に規定する財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成に当たつての基準として、別紙のとおり「社会福祉法人会計基準」を新たに定め、平成24年4月1日から適用することとしたので、この円滑な実施につきご配慮願いたい。

1～4 (略)

社会福祉法人会計基準 (略)

社会福祉法人会計基準注解 (略)

第1号の1様式 (略)

第1号の2様式

資金収支内訳表

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目	社会福祉 事業	公益事業	収益事業	合計	内債取引 消去	法人合計	その他の活動による収支	
							支出	収入
(略)								
長期運営資金借入金元金償還支出								
長期貸付金支出								
投資有価証券取得支出								
積立資産支出								
事業区分間長期貸付金支出								
事業区分間繰入金支出								
事業区分間繰入金支出								
その他の活動による支出								
その他の活動支出計(8)								
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)								

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新		旧	
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)+(9)二(10)	
前期末支払資金残高(11)		前期末支払資金残高(12)	
当期末支払資金残高(10)+(11)		当期末支払資金残高(11)+(12)	

第1号の3様式

〇〇事業区分 資金収支内訳表

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目	〇〇拠点	△△拠点	××拠点	合計	内部取引 消去	事業区分 合計
長期運営資金借入金元金償還支出						
長期貸付金支出						
投資有価証券取得支出						
積立資産支出						
事業区分間長期貸付金支出						
拠点区分間長期貸付金支出						
事業区分間長期借入金返済支出						
拠点区分間長期借入金返済支出						
事業区分間繰入金支出						
拠点区分間繰入金支出						
その他の活動による支出						
その他の活動支出計(8)						
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)						
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)						

前期末支払資金残高(11)	
当期末支払資金残高(10)+(11)	

第1号の3様式

〇〇事業区分 資金収支内訳表

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目	〇〇拠点	△△拠点	××拠点	合計	内部取引 消去	事業区分 合計
長期運営資金借入金元金償還支出						
長期貸付金支出						
投資有価証券取得支出						
積立資産支出						
事業区分間長期貸付金支出						
拠点区分間長期貸付金支出						
事業区分間長期借入金返済支出						
拠点区分間長期借入金返済支出						
事業区分間繰入金支出						
拠点区分間繰入金支出						
その他の活動による支出						
その他の活動支出計(8)						
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)						
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)二(10)						

前期末支払資金残高(12)	
当期末支払資金残高(11)+(12)	

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・探護局長、老健局長連名通知)一新旧対照表一

新

第1号の4様式

〇〇拠点区分 資金収支計算書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位：円)

期定科目 (略)	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
障害福祉サービス等事業収入 自立支援給付費収入 介護給付費収入 特別介護給付費収入 訓練等給付費収入 特別訓練等給付費収入 地域相談支援給付費収入 特別地域相談支援給付費収入 計画相談支援給付費収入 特別計画相談支援給付費収入 障害児施設給付費収入 障害児通所給付費収入 特別障害児通所給付費収入 障害児入所給付費収入 障害児相談支援給付費収入 特別障害児相談支援給付費収入 利用者負担金収入				

以下、省略。

第2号の1様式～3様式 (略)

旧

第1号の4様式

〇〇拠点区分 資金収支計算書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位：円)

期定科目 (略)	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
障害福祉サービス等事業収入 自立支援給付費収入 介護給付費収入 特別介護給付費収入 訓練等給付費収入 特別訓練等給付費収入 サービス利用計画作成費収入 障害児施設給付費収入 利用者負担金収入				

以下、省略。

第2号の1様式～3様式 (略)

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新		旧	
第2号の4様式		第2号の4様式	
〇〇拠点区分 事業活動計算書		〇〇拠点区分 事業活動計算書	
(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日		(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日	
(単位:円)		(単位:円)	
勘定科目	当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減(A)-(B)
(略)			
障害福祉サービス等事業収益			
自立支援給付費収益			
介護給付費収益			
特例介護給付費収益			
訓練等給付費収益			
特例訓練等給付費収益			
地域相談支援給付費収益			
特例地域相談支援給付費収益			
計画相談支援給付費収益			
特例計画相談支援給付費収益			
障害児施設給付費収益			
障害児通所給付費収益			
特例障害児通所給付費収益			
障害児入所給付費収益			
障害児相談支援給付費収益			
特例障害児相談支援給付費収益			
利用者負担金収益			
収益			
サービス活動増減の部			
以下、省略。			
第3号の1様式~第3号の3様式 (略)		第3号の1様式~第3号の3様式 (略)	
財務諸表に対する注記(法人全体用) (略)		財務諸表に対する注記(法人全体用) (略)	

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) —新旧対照表—

新

旧

第3号の4様式

第3号の4様式

財務諸表に対する注記 (A里拠点区分用) (略)

財務諸表に対する注記 (A里拠点区分用) (略)

別紙1～2 (略)

別紙1～2 (略)

別紙3

別紙3

〇〇拠点区分 資金収支明細書

〇〇拠点区分 資金収支明細書

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

社会福祉法人名

社会福祉法人名

(単位：円)

(単位：円)

勘定科目	サービスクラス			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計
	〇〇事業	△△事業	××事業			
(略)						
事業区分間繰入金支出						
拠点区分間繰入金支出						
サービスクラス区分間繰入金支出						
その他の活動による支出						
〇〇支出						
その他の活動支出計(8)						
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)						
当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)						
前期末支払資金残高(11)						
当期末支払資金残高(10)+(11)						

勘定科目	サービスクラス			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計
	〇〇事業	△△事業	××事業			
(略)						
事業区分間繰入金支出						
拠点区分間繰入金支出						
サービスクラス区分間繰入金支出						
その他の活動による支出						
〇〇支出						
その他の活動支出計(8)						
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)						
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)						
前期末支払資金残高(12)						
当期末支払資金残高(11)+(12)						

別紙4～5 (略)

別紙4～5 (略)